

お知らせ

**ホームタンクから
灯油を小分けする時は、
その場を離れないで!**

暖房器具を多く使用する冬期間は、毎年、灯油の流出事故が多く発生しています。

ホームタンクからポリタンクへ小分けする際には、その場を離れることなく、作業後はホームタンクの元栓を確実に閉めてください。

油流出を放置し、川などに多量の油が流れ込むと、水道の断水、農業や漁業への被害、環境の汚染などが発生するおそれがあり、原因者には対策費用や損害賠償の請求が行われることがあります。

油を流出させてしまったら、元栓を閉めて応急処置を施し、最寄りの消防署や次のお問い合わせ先へ速やかに通報してください。

消防本部予防課 ☎51-0123
環境対策課 環境対策係
☎63-3113
県佐渡地域振興局健康福祉環境部
環境センター ☎74-3428

年末調整をされる方へ 障害者控除対象者認定書 を交付します

65歳以上の方で、身体の障がいなど日常生活に支障がある方は、身体障害者手帳等の交付を受けていなくても認定書の交付を受けることで、所得税や市民税の障害者控除が受けられます。

対象となる方の目安

- ・身体障害者手帳または療育手帳をお持ちでない方
- ・介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方

申請される方の印鑑をご持参の上、市役所高齢福祉課（本庁舎1階）または、各支所・行政サービスセンターで申請してください。

他認定書の交付には一週間ほどかかります。お早めに申請してください。

※確定申告に認定書が必要な方は、令和2年1月以降に申請してください。

高齢福祉課 高齢福祉係
☎63-3790



11月5日から住民票などに 旧姓(旧氏)が併記できるようになりました

本人などの申出により、住民票、マイナンバーカードまたは通知カード、公的個人認証サービスの署名用電子証明書、印鑑登録証明書などに旧姓(旧氏)が併記できるようになりました。

併記できる旧姓

初めて併記する場合は、過去の氏から一つ選択できます。併記後に氏が変更された場合は、引き続き併記されますが、直前に称していた氏に限り変更ができません。

運転免許証などの本人確認書類、併記したい旧氏から現在の氏が記載されている全ての戸籍謄抄本等、マイナンバーカードまたは通

知カード、印鑑をご持参の上、市役所市民生活課（本庁舎1階）または、各支所・行政サービスセンターで手続きしてください。

市民生活課 戸籍係
☎63-5112

ウォームビズにご協力ください

市役所では、地球温暖化対策・国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス：賢い選択）」の取り組みとして、令和2年3月31日まで暖房時の室温20℃にするウォームビズを実施しています。市役所を訪れる皆さまもご協力ください。

さらに、各家庭でも室温20℃を目安とした暖房温度の調節とその暖房環境の中で快適に過ごすライフスタイルの導入等に取り組んでください。

環境対策課 環境エネルギー係
☎63-3113

個人事業税の第2期分の納期限は 12月2日(月)です

個人事業税の納付書を11月14日(木)に発送しますので、期限内の納税をお願いします。

県佐渡地域振興局県税部
☎74-3273・3310